

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
(手数料の徴収)			(手数料の徴収)		
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。			第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。		
(1)～(28) 一略一			(1)～(28) 一略一		
(29) 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物の取扱者免状の交付	危険物取扱者免状交付手数料	<u>2,800円</u>	(29) 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物の取扱者免状の交付	危険物取扱者免状交付手数料	<u>2,900円</u>
(30) 一略一			(30) 一略一		
(31) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状再交付手数料	<u>1,800円</u>	(31) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状再交付手数料	<u>1,900円</u>
(32) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	甲種危険物取扱者試験にあつては <u>5,000円</u> 、 乙種危険物取扱者試験にあつては <u>3,400円</u> 、 丙種危険物取扱者試験にあつては <u>2,700円</u>	(32) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	甲種危険物取扱者試験にあつては <u>6,500円</u> 、 乙種危険物取扱者試験にあつては <u>4,500円</u> 、 丙種危険物取扱者試験にあつては <u>3,600円</u>
(33)及び(34) 一略一			(33)及び(34) 一略一		
(35) 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状交付手数料	<u>2,800円</u>	(35) 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状交付手数料	<u>2,900円</u>
(36) 一略一			(36) 一略一		
(37) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状再交付手数料	<u>1,800円</u>	(37) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状再交付手数料	<u>1,900円</u>
(38) 消防法第17条	消防設備士	甲種消防	(38) 消防法第17条	消防設備士	甲種消防

の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 試験手数料 設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円

(39)～(74) 一略一

(75) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査 高圧ガス容器検査等手数料 次の表の左欄に掲げる容器検査又は容器再検査及び容器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一略一	
ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 （イ）～（ハ） 一略一 （ニ） 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 （ホ） 一略一	一略一 1個につき <u>180円</u> 一略一
ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 （イ） 内容積30リットル以上の容器 （ロ） 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 （ハ）及び（ニ） 一略一	1個につき <u>220円</u> に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加えた金額 1個につき <u>220円</u> 一略一
ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査	

の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 試験手数料 設備士試験にあつては5,700円、乙種消防設備士試験にあつては3,800円

(39)～(74) 一略一

(75) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査 高圧ガス容器検査等手数料 次の表の左欄に掲げる容器検査又は容器再検査及び容器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一略一	
ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 （イ）～（ハ） 一略一 （ニ） 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 （ホ） 一略一	一略一 1個につき <u>160円</u> 一略一
ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 （イ） 内容積30リットル以上の容器 （ロ） 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 （ハ）及び（ニ） 一略一	1個につき <u>210円</u> に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加えた金額 1個につき <u>210円</u> 一略一
ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査	

(イ)～(へ) ー略ー	ー略ー
(ト) 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>90円</u>

(76)～(102) ー略ー

(103) 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査

充てん設備 変更許可申 請手数料	<u>19,000円</u> に変更に 係る充て ん設備の 数を乗じ て得た金 額
------------------------	---

(104)～(478) ー略ー

2 ー略ー

(イ)～(へ) ー略ー	ー略ー
(ト) 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>80円</u>

(76)～(102) ー略ー

(103) 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査

充てん設備 変更許可申 請手数料	<u>17,000円</u> に変更に 係る充て ん設備の 数を乗じ て得た金 額
------------------------	---

(104)～(478) ー略ー

2 ー略ー

## 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(目的)	(目的)
<p>第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号及び同条第 4 項の規定による社会教育に関する施設その他の施設に関する事項、第 4 条第 2 項の規定による<u>営業</u>の施設に係る衛生措置の基準、第 5 条第 3 号の規定による宿泊を拒むことができる事由並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）<u>第 1 条第 1 項第 11 号、同条第 2 項第 10 号、同条第 3 項第 7 号及び同条第 4 項第 5 号</u>の規定による施設の構造設備の基準を定めることを目的とする。</p>	<p>第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号及び同条第 4 項の規定による社会教育に関する施設その他の施設に関する事項、第 4 条第 2 項の規定による<u>旅館業</u>の施設に係る衛生措置の基準、第 5 条第 3 号の規定による宿泊を拒むことができる事由並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）<u>第 1 条第 1 項第 8 号、同条第 2 項第 7 号及び同条第 3 項第 5 号</u>の規定による施設の構造設備の基準を定めることを目的とする。</p>
(構造設備の基準)	(構造設備の基準)
<p>第 1 条の 2 旅館業法施行令<u>第 1 条第 1 項第 11 号、同条第 2 項第 10 号、同条第 3 項第 7 号及び同条第 4 項第 5 号</u>の規定による施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第 1 条の 2 旅館業法施行令<u>第 1 条第 1 項第 8 号、同条第 2 項第 7 号及び同条第 3 項第 5 号</u>の規定による施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
(1) ホテル営業	(1) <u>旅館・ホテル営業</u>
<p><u>イ</u> ロビーその他の宿泊者の共用に供し得る場所を設けること。</p>	
<p><u>ロ</u> 一略一</p>	<u>イ</u> 一略一
<p><u>ハ</u> 一略一</p>	<u>ロ</u> 一略一
<p><u>ニ</u> 一略一</p>	<u>ハ</u> 一略一
(2) 旅館営業	
<p><u>イ</u> 洗面所は、不浸透性材料又は厚板で作られ、かつ、十分な数の水栓を有すること。</p>	
<p><u>ロ</u> 入浴設備は、別表第 1（入浴設備のうち客室に設置され、入浴者が浴槽水を取り替えることのできるものにあつては、同表第 1 項及び第 2 項）の基準に適合すること。</p>	
<p><u>ハ</u> 収容定員数以上の数量の寝具を備え、その格納室を設けること。</p>	
(3) 簡易宿所営業	(2) 簡易宿所営業
<p><u>イ</u>～<u>ニ</u> 一略一</p>	<u>イ</u> ～ <u>ニ</u> 一略一
(4) 下宿営業	(3) 下宿営業
<p><u>イ</u>～<u>ニ</u> 一略一</p>	<u>イ</u> ～ <u>ニ</u> 一略一
(衛生措置の基準)	(衛生措置の基準)
<p>第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定による衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定による衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p>
(1)～(3) 一略一	(1)～(3) 一略一

<p>(4) 客室の収容定員は、次の基準によるものとし、各室の入口にこれを表示しておくこと。  イ <u>ホテル営業、旅館営業及び下宿営業</u>  客室の有効床面積3.3平方メートルについて1人  ロ ー略ー</p>	<p>(4) 客室の収容定員は、次の基準によるものとし、各室の入口にこれを表示しておくこと。  イ <u>旅館・ホテル営業及び下宿営業</u>  客室の有効床面積3.3平方メートルについて1人  ロ ー略ー</p>
<p>(5)～(12) ー略ー</p>	<p>(5)～(12) ー略ー</p>
<p>2 知事は、<u>ホテル営業、旅館営業</u>又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、修学旅行等の団体を宿泊させるものその他特別の事情があると認められるものについては、前項第2号及び第4号に規定する基準に関し、必要な特例を定めることができる。</p>	<p>2 知事は、<u>旅館・ホテル営業</u>又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、修学旅行等の団体を宿泊させるものその他特別の事情があると認められるものについては、前項第2号及び第4号に規定する基準に関し、必要な特例を定めることができる。</p>
<p>3 ー略ー</p>	<p>3 ー略ー</p>

## 山形県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(貸与の対象者)</p> <p>第2条 前条の学資として貸与する資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けることができる者は、次の要件を備える者とする。</p> <p>(1) 大学に在学して獣医学を履修する者で、将来次に定める機関(以下「指定機関」という。)に獣医師として勤務しようとするものであること。</p> <p>イ及びロ 一略一</p> <p>ハ <u>農業災害補償法</u>(昭和22年法律第185号)に規定する<u>農業共済組合連合会</u>で県内に住所を有するもの</p> <p>ニ 一略一</p> <p>(2) 一略一</p>	<p>(貸与の対象者)</p> <p>第2条 前条の学資として貸与する資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けることができる者は、次の要件を備える者とする。</p> <p>(1) 大学に在学して獣医学を履修する者で、将来次に定める機関(以下「指定機関」という。)に獣医師として勤務しようとするものであること。</p> <p>イ及びロ 一略一</p> <p>ハ <u>農業保険法</u>(昭和22年法律第185号)に規定する<u>農業共済組合</u>で県内に住所を有するもの</p> <p>ニ 一略一</p> <p>(2) 一略一</p>